

○ 分野別措置事項

1 法務関係

ア 国民が利用しやすい司法制度の実現

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成13年度	14年度	15年度	
⑥隣接法律専門職の法律事務の取扱い範囲の見直し等 (財務省、法務省)	c 税理士、司法書士についても、規制改革委員会の第2次見解及び司法制度改革審議会の意見等を踏まえ、更なる業務拡大が可能かどうかの観点から、引き続き、これらの法律の改正後の状況について注視していく。			引き続き注視	○ (財務省) (税理士) 1 規制改革委員会の見解を踏まえ、税理士が、その業務として、裁判所において補佐人として訴訟代理人とともに出頭し、陳述をすることができる制度を創設(税理士法の一部を改正する法律(平成13年法律第38号))。 2 平成16年11月26日付の司法制度改革推進本部決定において、「税理士の有する専門的知識を租税の関連する民事紛争において手続実施者の相談者として活用するなど、手続実施者や代理人以外としても裁判外紛争解決手続の利用促進に寄与していくことが期待される」とされていることも踏まえ、税理士会においては、税務の専門家である税理士をADR手続実施者等の相談者として活用するための施策について、ADRの実施状況等を勘案しつつ検討していくこととしている。

ウ その他

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成13年度	14年度	15年度	
① ITに係る刑事基本法制の整備 (法務省)	IT経済社会における刑事の基本法制について、高度情報通信ネットワーク社会の安全性及び信頼性の確保に資するため、法的基盤の整備を行う。				
	b 平成17年までに、各種ハイテク犯罪に対する罰則、情報通信ネットワークに関する捜査手続について、必要に応じた法整備を行う。		必要に応じて法整備		— (法務省) 「犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案」を第163回国会に提出し、現在、継続審議中

2 金融関係

ア 銀行

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成13年度	14年度	15年度	
23信託銀行が行う公告における電磁的方法(インターネット)の利用(金融庁、法務省)	信託銀行が行う次の(a)～(c)の公告について、電磁的方法(インターネット)の利用を可能にするための検討を行い、結論を得る。 (b) 貸付信託に係る信託契約の締結時・信託約款の変更時の公告				規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【金融関係】イ⑦に移行。

エ 保険

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成13年度	14年度	15年度	
27 保険契約の締結又は保険募集に関する禁止行為についての明確化(金融庁)	保険業法および同施行規則に規定されている保険契約の締結又は保険募集に関する禁止行為の構成要件を明確にすることにより、保険会社や保険募集人等の活動への萎縮効果の防止および消費者の利便性の向上並びに保険契約者保護を図る観点から、特別利益の提供の禁止や保険契約内容等についての比較広告規制等については、 ii) 今後ノーアクションレター制度の活用等により積み重ねられた事例について適宜事務ガイドラインに例示として追記する。		措置 (事例に基づき追記)		規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【金融関係】エ⑧に移行。

3 教育・研究関係

ア 教育主体等

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成13年度	14年度	15年度	
①教育分野における株式会社等の参入(文部科学省)	株式会社など国・地方公共団体や学校法人以外の民間主体による教育分野への参入については、会計制度などによる情報開示制度、第三者評価による質の担保及びセーフティネットの整備等を前提に、教育の公共性、安定性、継続性の確保に留意しつつ、特に大学院レベルの社会人のための職業実務教育等の分野について、その在り方を検討する。			検討・結論	○(文部科学省) 平成20年3月、構造改革特区において、引き続き評価を行うことが決定された(「特区において講じられた規制の特例措置の評価及び今後の政府の対応方針」平成20年3月7日構造改革特別区域推進本部決定)。

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成13年度	14年度	15年度	
⑤学校における民間参入の推進 (文部科学省)	a 国立大学については法人化と教員・事務職員等の非公務員化を平成16年度を目途に開始することとされているが、教育研究業績の評価や私立学校法人との業務運営等の比較も行った上、当該業務を継続させる必要性、組織の在り方について、遅くとも法人設立後の最初の中期目標期間終了時に速やかに検討を行い、結論を得、その結果に基づき、所要の措置を講ずる。			遅くとも法人設立後の最初の中期目標期間終了時に速やかに検討・結論	一 (文部科学省) 国立大学法人評価委員会の意見も聞きつつ、今後、中期目標終了時までには検討し、結論を得る予定。

ウ 高等教育

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成13年度	14年度	15年度	
⑧大学の設置等における校地面積基準及び自己所有要件の大幅な緩和 (文部科学省)	b 将来的には、構造改革特区において専門職大学院について校地を不要としたことの状況も見つつ、大学としての質の確保と継続性に配慮した上で、校地面積基準及び自己所有要件の更なる見直しについて検討する。		14年度以降継続的に検討		○ (文部科学省) 平成20年2月、構造改革特区において、現在実質的に本特例措置を受けている大学が存在しないことから、新たに特例措置が適用された時点で評価を行うことが決定された(予定)。自己所有要件については措置済み。

6 雇用・労働関係

ア 円滑な労働移動を可能とする規制改革

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成13年度	14年度	15年度	
⑤募集・採用における制限の緩和・差別撤廃 (厚生労働省、法務省)	e 採用または労働条件その他労働関係に関する事項について、人種・信条・社会的身分等を理由とする不当な差別的取扱いの禁止を定めた「人権擁護法案」が国会に提出されているところであるが、成立後におけるその円滑な施行を図る。 (第154回国会に係る法案提出)	結論 (法案提出)	法案成立後、公布及び措置(平成15年4月1日から平成15年7月31日までの間で政令で定める日より)		一 (厚生労働省、法務省) 人権擁護法案は、平成14年3月に第154回国会に提出されたが、平成15年10月の衆議院の解散に伴い廃案となった。現在、引き続き検討を行っている。

ウ 新しい労働者像に応じた制度改革

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成13年度	14年度	15年度	
②社会保険制度の改革等 (厚生労働省)	a 世帯主(常用労働者)を基準とした社会保険制度(短時間の被用者は健康保険・厚生年金保険の被保険者とならず、事業主負担もないこと、また年収が130万円未満であれば健康保険の被扶養者・国民年金の第3号被保険者として、個人としての保険料負担を求められないこと等)が就労日数調整や雇用代替の誘因となる可能性があることから、このような労働市場に及ぼす影響も踏まえ、同制度の在り方について検討を進める。	検討 (平成16年までに行うこととなっている次期財政再計算に向けて検討)			○ (厚生労働省) パート労働者が社会経済においてその役割や比重を増していく中で、被用者としての年金保障を充実させる観点などから、「正社員に近い」パート労働者に社会保険の適用範囲を拡大するための「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案」を第166回国会に提出し、継続審議とされたところである。

オ その他

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成13年度	14年度	15年度	
③地方公共団体における一般職の任期付研究員、任期付職員の採用に係る身分併有制限の撤廃 (総務省)	公務員制度改革大綱に基づき国と民間企業との間の人事交流に関する法律が平成15年度中に改正、施行された場合、民間企業の社員の身分を有したままで、地方公共団体の一般職への併任を認める。			措置	一 (総務省) 国と民間企業との間の人事交流に関する法律が平成15年度に改正、施行されなかったため、措置していない。

10 住宅・土地、公共工事関係

ア 住宅・土地

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					
事項名	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
		平成13年度	14年度	15年度	
①土地収用法の積極的活用 (国土交通省)	都市計画事業を含め、事業の進行管理の適正化の観点から、「用地取得率が80%となった時又は用地幅杭の打設から3年を経た時のいずれか早い時期までに土地収用手続きに移行すべき」というルールが守られることが極めて重要である。したがって、当面の措置として、当該ルールについて事業主体(現場の用地担当職員を含む。)及び住民に周知徹底がなされるようにする。また、事業の進行管理に関する説明責任を果たさせる観点から、インターネット等を活用して用地取得の進捗状況、事業の見通し、事業期間延長の場合の理由や対応策等を公表するよう、事業主体に対し周知徹底する。さらに、民間の補償コンサルタント、代替地情報提供システム及び補償金仲裁制度の積極的活用を図る。		平成14年度以降逐次実施		○ (国土交通省) 民間の補償コンサルタントの積極的活用について、起業者における活用ニーズ調査を行った上で、ニーズの高い部門について、仕様書等の整備を行うとともに、起業者に活用を促すためのパンフレットを作成し、周知徹底を行った。 代替地情報提供システムの積極的活用について、リーフレットを作成し、各種会議・研修を通じて周知徹底を図り、参加・活用を呼びかけるとともに、国土交通省のホームページへの掲載を行った。 補償金仲裁制度の積極的活用について、各種会議・研修を通じて周知徹底を図るとともに、国土交通省のホームページへの掲載を行った。また、地方整備局等において、補償金仲裁制度を活用した例がみられた。 平成20年度も引き続き、上記内容に係る周知徹底を行っており、今後も継続して実施していく予定である。(上記以外については、現計画16住宅・土地関係ア⑧に引き継ぎ。)
40借家制度の更なる改善 (法務省)	a 居住用建物について、当事者が合意した場合には定期借家権への切替えを認めることを検討する。		検討	結論	○ (法務省) aからcまでの各検討項目については、平成15年7月以降、与党議員による、法改正に向けた具体的な議論が進められている状況にあり、法務省においても必要な協力等を行っているところである。与党議員による検討作業は、法務省から「借家契約の正当事由に関する裁判例調査結果」を、国土交通省から「定期借家制度実態調査」の結果をそれぞれ聴取し、また、業界団体、借地借家人関係団体、経済団体、学識経験者等から幅広くヒアリングを行うなどした上で、議員が各検討事項について検討を行う形で進められているものと承知している。
	b 定期借家契約締結の際の書面による説明義務の廃止、居住用定期借家契約に関して強行規定となっている借主からの解約権の廃止について、その是非を含めて検討する。		検討	結論	○ 上記a欄参照
	c 借地借家法(平成3年法律第90号)上の正当事由制度について、建物の使用目的、建て替えや再開発等付近の土地の利用状況の変化等を適切に反映した客観的な要件とすることや、正当事由に関する賃貸人からの立ち退き料の位置付け・在り方について検討する。		検討	結論	○ 上記a欄参照

ウ その他

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成13年度	14年度	15年度	
⑧諸外国における建設機械の騒音試験の承認 (国土交通省)	EUにおける建設機械騒音の試験について、国土交通省で定めている試験方法・基準値との整合及び承認方法等を調査し、その結果を踏まえて検討する。	検討	検討	結論	○ (国土交通省) 試験方法については、ブルドーザ・トラクターショベル・バックホウ・タイヤローラ・ロードローラの5機種についてはISOに準拠し測定方法は整合済みである。振動ローラについてはISOにて調整中である。空気圧縮機については、国際規格はないものの相互の測定方法は整合している。 騒音の基準値と承認方法について調査した結果、現行の基準値と承認方法については、国土交通省とEUで大きく異なることから、整合性を図ることは困難であるが、EUにおいて新たな騒音規制を早ければ平成20年中に公表するとの情報を得ており、新たな騒音規制に対して、整合に向けた検討を実施する。